

熊谷市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪被害者等 犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。第3号において同じ。）により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (2) 犯罪被害者等の支援 犯罪被害者等がその受けた被害を軽減し、及び回復し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援する取組をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、^{ひぼう}誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害等の被害をいう。
- (4) 関係機関等 国、他の地方公共団体、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援に関する活動を行う民間の団体（第9条において「民間支援団体」という。）をいう。
- (5) 市民 市内に居住し、滞在し、通勤し、通学し、又は活動する個人及び団体をいう。
- (6) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体を

いう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、次に掲げる基本理念の下に推進されなければならない。

- (1) 犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切かつ継続的に行うこと。
- (2) 犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害すること、並びに二次的被害を生じさせることのないよう行うとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう関係機関等との連携協力を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害すること、並びに二次的被害を生じさせることのないよう努めるものとする。

2 市民は、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策の趣旨を理解するとともに、これに協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害すること、並びに二次的被害を生じさせることのないよう努めるものとする。

2 事業者は、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策の趣旨を理解するとともに、これに協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について、相談に応じ、並びに必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、規則で定めるところにより、犯罪行為により死亡した者の遺族又は犯罪行為により重傷病を負った者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の見舞金を支給するものとする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 重傷病見舞金 10万円

(人材の育成等)

第9条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うことができるよう相談、情報の提供、助言その他の犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上のための必要な措置を講ずるものとする。

(民間支援団体への支援)

第10条 市は、民間支援団体に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(市民及び事業者の理解の増進)

第 1 1 条 市は、市民及び事業者が犯罪被害者等の置かれている状況並びに犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について理解を深めることができるよう情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(委任)

第 1 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 8 条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪行為により死亡した者の遺族又は犯罪行為により重傷病を負った者について適用し、同日前に行われた犯罪行為により死亡した者の遺族又は犯罪行為により重傷病を負った者については、なお従前の例による。